

令和5年度不正防止計画

第1節 機関内の責任体系の明確化

1. 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当課・室
組織全体における研究費不正防止の意識の低下及び意識の共有不足	令和4年度に実施した啓発活動の更なる強化を行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。	産学官連携推進室・内部監査室

2. 監事に求められる役割の明確化

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当課・室
研究費不正防止に関するPDCAサイクルの形骸化	監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、理事会等において定期的に報告する。 特に不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会等において意見を述べる。	産学官連携推進室・内部監査室・総務課

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1. コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当課・室
競争的研究費等に関する法令遵守意識等の低下	競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施し、法令遵守意識等の向上を図り、理解度を把握・分析する。 不正根絶や不正を起こさせない組織風土の形成に向けた継続的な啓発活動を四半期に1回程度実施する。 誓約書の未提出者について、誓約書を提出させる。	産学官連携推進室・内部監査室・医庶務課・医教務課・看護学科事務室・御庶務課・御教務課

2. ルールの明確化・統一化

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当課・室
競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員のルール理解不足	ルールと実態の乖離を防ぐため必要に応じてルールを見直し、競争的研究費等に係る研究費使用マニュアルや文部科学省・厚生労働省・AMEDのマニュアルを毎年度、更新し、ホームページ等において周知する。 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対するルールの周知徹底を継続し、学生等が意図せず不正に関与することを防ぐ。	産学官連携推進室・給与厚生課・用度課・内部監査室・医庶務課・医図書課・看護学科事務室・御庶務課・御図書課・医療センター管理課

3. 職務権限の明確化

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当課・室
職務権限の形骸化	競争的研究費等の事務処理に関する構成員について、引き続き、関連規程等と乖離が生じないよう職務権限の明確化を行い適切な決裁手続等を継続する。	産学官連携推進室・給与厚生課・用度課・医庶務課・医図書課・看護学科事務室・御庶務課・御図書課・医療センター管理課

4. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当課・室
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程等の理解不足	ホームページ等における周知を継続する他、告発等に関する取扱い・不正行為に関する申し立て窓口・懲戒に特化したポスター作成を行い、理解を深める。	内部監査室・産学官連携推進室

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

1. 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当課・室
不正防止計画の策定・実施に関する組織全体への不正防止意識の不徹底	産学官連携推進室は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。 産学官連携推進室は監事へ必要な情報を提供するとともに、不正防止計画に関する意見交換を行う。	産学官連携推進室・医庶務課・御庶務課

2. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当課・室
不正防止計画の策定・実施に関する組織全体への不正防止意識の不徹底	最高管理責任者が策定した基本方針に基づき、統括管理責任者及び産学官連携推進室は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定するとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行う。 また、産学官連携推進室と内部監査室が連携し、不正を発生させる要因の把握に努めるとともに、部局等と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。	産学官連携推進室・内部監査室・用度課・医庶務課・看護学科事務室・御庶務課・医療センター管理課

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当課・室
研究費の運営・管理に関する組織全体への不正防止意識の不徹底	一定時期に予算管理システムにより予算の執行状況を確認し、執行が著しく遅れている場合には、当該研究者に問題がないか確認を行う。 一定の基準を定め、基準を満たす取引業者に対して、不正に対する取組を周知し、誓約書提出の徹底を図る。 検収時に発注データと納入された現物を照合するとともに、据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認するよう更なる徹底を図る。 換金性の高い物品は台帳等により適切に管理し、翌年度以降に一定割合を無作為抽出して現場確認を行う。	産学官連携推進室・内部監査室・用度課・医庶務課・看護学科事務室・御庶務課・医療センター管理課・給与厚生課・経理課

第5節 情報発信・共有化の推進

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当課・室
競争的研究費等に関する使用ルール及び不正防止に関する情報共有の形骸化	ホームページ等により、不正行為に関する申立て窓口を周知するとともに、研究費等の不正使用防止への各種取組に関する指針等を公開・公表する。	産学官連携推進室・内部監査室・用度課・医庶務課・御庶務課・医療センター管理課

第6節 モニタリングの在り方

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当課（室）
競争的研究費等の管理体制に関する内部牽制の脆弱性	内部監査室は、競争的研究費等の管理体制に不備がないかの検証を実施する。 内部監査室は、監事及び会計監査人との連携強化を図り、意見交換を行い、内部監査の質の向上に努める。 内部監査結果については、コンプライアンス教育及び啓発活動に活用し、周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。	内部監査室